

1. 手続き

貸出・返却受付時間：開館時間内（視聴覚教育センター 事務室にて）

- ・本人であることを示すもの（免許証、学生証など）を提示の上、借用書を提出してください。小学生以下の方はその保護者が借用書を記入し、保護者本人であることを示すものをご提示ください。返却時にもご提示ください。ご提示のない場合、貸出・返却の手続きを受けられません。
- ・貸出および返却時には、貸出機材の異常の有無を係員と一緒に確認してください。

2. 貸出期間

最大2時間まで（当日1回、一人1台限り）

- ・必ず借用者本人が使用してください。他人へのまた貸し、代理返却は認められません。

3. 貸出対象

対象者：小学4年生以上 貸出機種：タブレット端末 (HUAWEI T1-701) カバー付

4. 機材の破損・紛失等

- ・借用していた機材を紛失・破損したときは、速やかに視聴覚教育センター事務室に連絡してください。紛失の場合は弁償していただき、破損の場合は破損程度を調査の上、弁償方法を決定いたします。製造中止等で現物弁償ができない場合は、借用者と協議の上弁償方法を決定いたします。ただし、借用者に特別な過失がない場合はこの限りではありません。
- ・機材不調となった場合、すみやかに事務室に連絡してください。代替機と交換します。ただし、代替機をご用意できない場合があります。
- ・機材の取扱が不相当であると判断した場合、以後の貸出をお断りすることがあります。

5. 機材利用上の注意

- ・機材の障害などによりデータ保存の失敗や消失などが起こった場合も、責任は負いかねます。
- ・タブレット端末内にアプリをダウンロード・インストールしたり、個人のデータを保存しないでください。
- ・万一個人のデータを記録した場合は、返却前に各自で消去してください。記録された内容が他の利用者に利用された場合も責任を負いかねます。また返却後の記録内容保持についても責任を負いません。
- ・利用の前に付属の説明書を必ず読み、機材の取り扱いには十分注意してください。特に落としたり、ぶついたりすることのないように注意してください。タブレット端末にインストールされているソフトウェアは絶対に不正コピーしないでください。商用目的での利用や、法律（著作権法、不正アクセス禁止法等）に反する行為をしないでください。

タブレット端末借用書

※最初に裏面をお読みください

豊橋市視聴覚教育センター所長 様

下記のとおり借用いたします。

太枠内をご記入ください

利用者名 _____

※本人であることを示すもの（免許証、学生証など）を提示してください。

住 所（または学校名・学年） _____

電話番号 _____ ※確実に連絡がとれる電話番号をご記入ください

借用日時 平成____年__月__日 ____時____分 ～ （2時間以内）

借用タブレット番号 _____

以下の内容を守ります。

1. 2時間以内に返却いたします。
2. 丁寧に扱い、適正に（公序良俗に反しないよう）使用いたします。
3. こわれたり、なくした場合は、すぐに事務室へ連絡いたします。
4. 他人へのまた貸しはいたしません。

事務処理欄（記入しないでください）

返 却 日 時 平成____年__月__日 ____時____分

備 考

※お預かりした個人情報やタブレット端末の貸し出し、返却以外の目的では使用いたしません。